

「令和7年的地方からの提案等に関する対応方針」の閣議決定を受けて

本日、政府が「令和7年的地方からの提案等に関する対応方針」を閣議決定したことについて、高市内閣総理大臣のリーダーシップや黄川田内閣府特命担当大臣をはじめとした関係者のこれまでの御尽力に敬意を表する。

提案募集方式は地方の現場からの具体的な意見を反映する仕組みとして定着しているところ、今年も実現や対応の図られた提案が多数に上り、デジタル化による住民の利便性向上や人口減少社会に柔軟に対応した地域づくり、自治体業務の簡素化・効率化について成果を上げたことは、地方分権改革の歩みを着実に進めるものとして評価する。

今回成案が得られた事項については、通常国会に確実に関連法案を提出し、早期の成立を図るなど、その成果を速やかに結実させるよう求める。

一方で、「令和8年度以降に結論を得る」などと整理された提案については、政府全体で適切にフォローアップし、実現に向けて搖るぎなく取り組むよう求める。

また、「実現できなかったもの」などと整理された提案についても、各提案の背景を汲み取り、改めて同じ趣旨の提案があった場合などには引き続き真摯に対応いただくよう求める。

今回の提案募集では提案の件数が大きく増加しているが、これは地方の強い期待の表れでもあり、今後も国による丁寧かつ積極的な対応を期待する。

また、地方が自らの判断と責任において役割を果たすことができる行政運営を実現することが肝要であることから、地方分権改革の推進に当たっては、提案募集方式はもとより、地方自治法に基づく事前情報提供制度や、「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」の適正かつ実効的な運用など、平素からの取組についても引き続き努めていただきたい。

最後に、人口減少やデジタル技術の進展も踏まえ、地方と協議しながら、国と地方の関係の抜本的な見直しを行うことにより、眞の地方分権型社会の構築に向けた改革を更に推進することを強く要請する。

令和7年12月23日

全国知事会会長	阿部 守一
全国市長会会长	松井 一實
全国町村会会长	棚野 孝夫